

福島市インバウンドデジタルプロモーション業務委託 仕様書

1 業務名

福島市インバウンドデジタルプロモーション業務委託

2 目的

外国人観光客に対する入国制限が緩和され、インバウンド需要が高まっていることから、本市の魅力を積極的に発信し、誘客につなげる必要がある。デジタル媒体を活用したプロモーションを行うことで、本市の認知度向上および誘客促進、原子力災害による風評払拭を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日(金)まで

4 委託業務の概要

- (1)メディアプロモーション
- (2)動画プロモーション

5 委託業務内容

(1)メディアプロモーション

台湾向けのWEBメディア等を招請し、本市のスポットを実際にめぐり、記事等の配信手配を行うこと。魅力ある記事等の配信につながる本市のスポットを選定、調整すること。

① ターゲット市場

台湾(FITを想定する)

② 時期

ア 取材時期は令和6年7月～8月、11月～2月のそれぞれ2泊3日とする。

イ 記事掲載時期は広告効果の高い時期を設定すること。

③ 対象者

ア 台湾向けメディア(2社以上)のライターを招請すること。

イ 台湾向けメディアは訴求力のある媒体を選定すること。メディアの選定にはデータ等を活用し、選定根拠を示すこと。

ウ 必要に応じてインフルエンサーを活用すること。

④ 行程管理

- ア 台湾人が興味を持つ本市の観光スポットを選定すること。
観光スポットの選定には台湾人の視点を入れ、データ等を活用し、選定根拠を示すこと。
- イ 選定したスポットとの受入調整をすること。
- ウ 行程中の通訳を手配すること。

⑤ 旅行手配

招請に係る全ての予約・手配(宿泊、食事、施設入場、体験、旅行保険、航空券を含む移動手段等)を行うこと。

(2)動画プロモーション

① 動画制作

- ア 横型動画を1本以上制作すること。
- イ メインターゲットは台湾とする。
- ウ 動画は本市がこれまでに制作した動画構成とは異なるもので、かつ本市の魅力を十分に発信できるものとする。なお、本市がこれまでに制作した動画は別紙を参照すること。
- エ 動画には「福島わらじまつり」を組み込むことを必須とする。

② 動画の仕様

- ア 効果的な秒数にまとめること。
- イ 映像は新規撮影を原則とするが、既存の動画やデータ等も必要に応じ、使用可とする。
- ウ 各媒体で配信することを想定し、汎用性の高いフォーマットで制作すること。
- エ 映像と調和する効果的なBGMを使用すること。
- オ 本市の指定した観光サイト等へのリンクを組み込むこと。
- カ 台湾人の視点や感性を入れ込むよう工夫すること。スタッフに台湾人を起用することが望ましい。

③ 動画の配信

ア 実施媒体

「福島市公式YouTube」への掲載を必須とする。その他、適宜、拡散力のある媒体を選定すること。

イ リンク

本市の指定した観光サイト等へのリンクを貼り、誘引すること。

ウ 拡散

台湾人および本市が指定したターゲット国に対して拡散するため、広告等を活用した拡散方法を選択すること。

エ 分析

動画へのアクセスユーザーについて解析し、文書等で報告すること。

④ 過去制作動画の配信

ア 令和3年度から令和5年度に本市が制作したインバウンド向け動画の広告配信を行うこと。

イ 配信動画および配信ターゲット国は下記を必須とする。ターゲット国については訴求効果が高い場合は追加すること。

■動画名:BONSAI AZUMA GOYOMATSU

<https://www.youtube.com/watch?v=qk-spYAtzYM>

ターゲット:アメリカ、イタリア、ドイツ

■動画名:Silk Farming in Fukushima

<https://www.youtube.com/watch?v=zcl6o5H59JM>

ターゲット:アメリカ

■動画名:Fukushima City's gurume Cuisine

<https://www.youtube.com/shorts/BxmMMbodzcM>

ターゲット:台湾

■動画名:Fukushima City's Wonderful Nature

<https://www.youtube.com/shorts/fNvBZBiHcks>

ターゲット:台湾

■動画名:Fukushima City's Rich Culture

<https://www.youtube.com/shorts/DOK7EwXfb9c>

ターゲット:台湾

(3)動画配信効果の報告

目標指数を含めた動画配信における分析結果を文書等で報告すること。

① 目標指数

ア 令和6年度制作動画は視聴回数のKPIを設定し、その根拠を示すこと。

イ (2)④イの動画はそれぞれ下記の数値をKPIとする。

■動画名:BONSAI AZUMA GOYOMATSU

KPI:ターゲット国のクリック率(CTR)1.15%以上

■動画名:Silk Farming in Fukushima

KPI:ターゲット国の視聴率20%以上

■動画名:Fukushima City's gurume Cuisine

KPI:ターゲット国の視聴率15.5%以上

■動画名:Fukushima City's Wonderful Nature

KPI:ターゲット国の視聴率22.7%以上

■動画名:Fukushima City's Rich Culture

KPI:ターゲット国の視聴率20%以上

6 納品

(1)成果物

- ① 制作した動画のDVD等のメディア(YouTube等でも配信可能な形式とし、原盤はコピーガード処理を行わず、コピー可能なものとする。)
- ② 動画のサムネイル画像(動画につき1枚以上とする。)
- ③ 動画の概要版資料(各シーンの静止画等を使用したものとする。)
- ④ ターゲットの再生回数等、その効果が分かる資料
- ⑤ その他本業務で作成した資料のうち、本市が指示する資料

(2)報告書

- ① 事業報告書
- ② 実績額報告書(事業にかかった経費について報告すること。)
- ③ 経費にかかる領収書の写しまたは支払額の根拠資料(本市が指示した資料を提出すること。)

(3)納品場所及び期限

- ① 納品場所
福島市の指定する場所
- ② 納品期限
令和6年12月6日(金)(6 納品(1)成果物 ①②③)
令和7年2月28日(金)
(6 納品(1)成果物④⑤(2)報告書①②③)

7 本委託の実施上の留意事項等

(1)実施体制

- ①受注者は、各事業実施における主たる責任者を定め、市担当者との緊密な連絡と十分な打ち合わせを行うこと。
- ②本業務に係る第三者との各種調整、交渉は、原則として受注者が行うこと。
- ③企画立案、動画構成、台本作成、演出、出演者交渉・スケジュール調整、素材作成、映像取材、収録、BGM音響制作の業務一切を行うこと。
- ④本業務の遂行において必要な取材等に際して、受注者は事前に該当施設や取材対象者の許可を得ることとする。また、取材時に撮影した写真・映像等に映りこんだ施設見学者や施設関係者の画像の掲載許諾については、受注者において

行うものとする。

⑤本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、市に適宜連絡すること。

(2) 特記事項

①受注者は発注者に対し、本著作物に関するすべての著作権(著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む)を譲渡する。

②受注者は、本著作物について、発注者および発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権を行使しない。

③受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様である。

④本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、受注者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

⑤本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と協議の上、定めるものとする。

8 担当課

福島市商工観光部観光交流推進室(担当:仲沼・半沢)

電話:024-572-5718

FAX :024-535-1401

E-mail:kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp